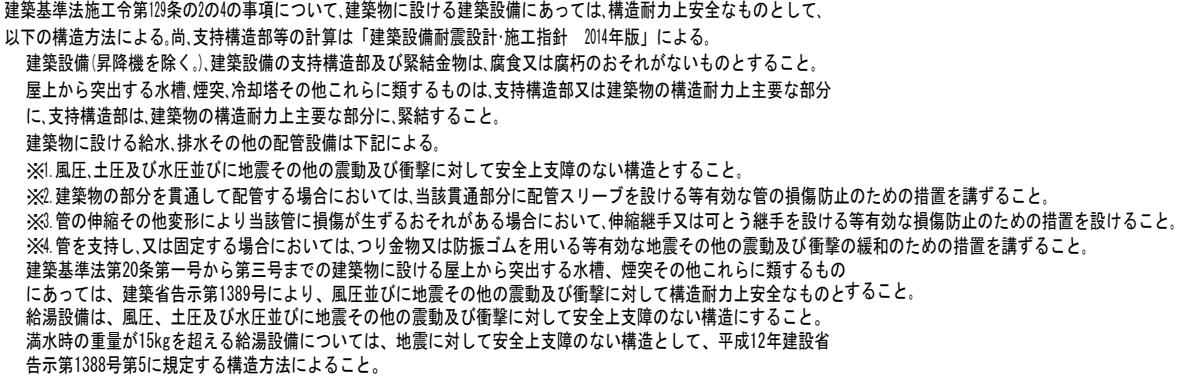
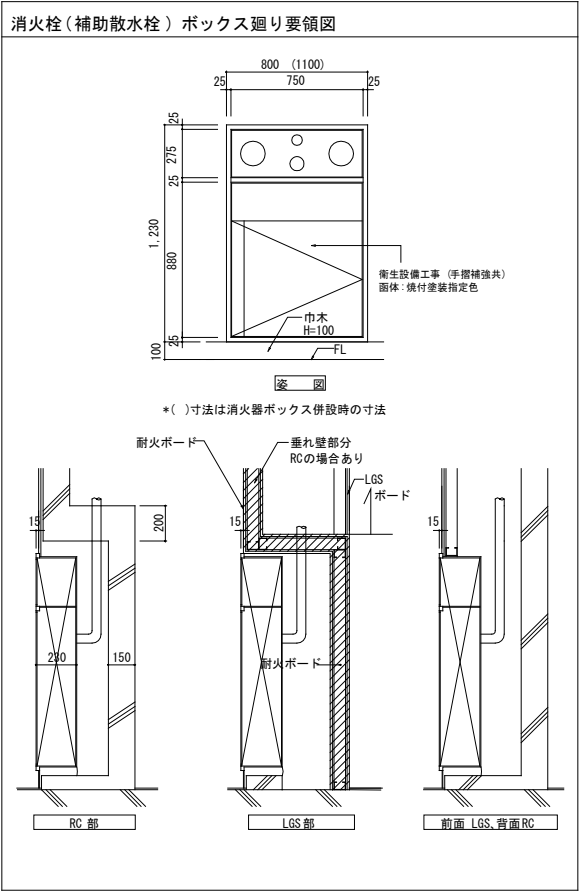
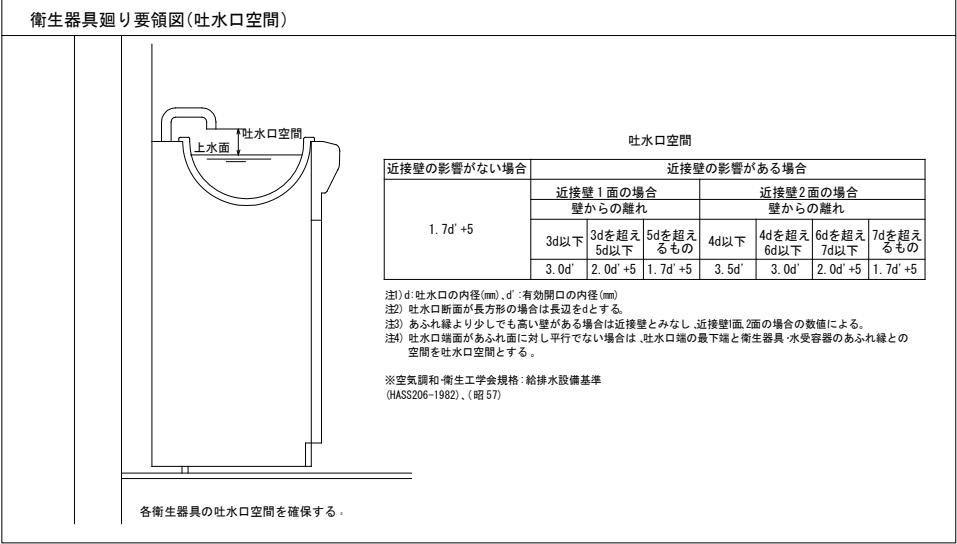


1. 建築設備の構造方法はH12 告示1388 号に適合するものとする。
2. 特記なき制気口は亜鉛鉄板製とする。
3. 機器・制気口 BOX 接続部は亜鉛鉄板製もしくは塩化ビニル被覆ガラスウレタン樹脂製とする。
4. ダクトの区画貫通部は1.6mm 以上の鋼板製とする。
5. 火気使用の排気ダクトは全てRW50t 巻きとする。
6. 火気使用設備の位置及び構造は火災予防条例の規定によるものとする。
7. 給水装置の構造及び材質は水道法施行令第5条によるものとする。
8. 排水設備の構造及び設置は下水道法施行令第8条によるものとする。
9. 消火用補給水槽の構造方法は告示1389 号に適合するものとする。
10. 各衛生器具はトラップ付とし、位置は平面図による。
11. 排水トラップの構造は告示1597号第2号第三号に適合するものとする。
12. 給排水設備は施行令第129条205及び告示350建告1597号に準ずるものとする。

13. 飲料水とその他の配管が識別できるようラベリングをすること。
14. 汚水槽の構造はビルの新築に伴う地下排水槽（ビルビット）設計の手引（東京都ビルビット問題連絡協議会）に適合する。
15. 屋上部の通気口の開放部は近接する各開放部（水平に3m以内）から600mm以上高い位置に設置とする。
16. 施行令129条2の4及び告示H12建告1422号に準ずるものとする。



大臣認定番号表		
使用材料	認定番号	対象機材
冷媒用被覆銅管用区画貫通処理材(床)	PS060FL-0129	冷煤配管
冷媒用被覆銅管用区画貫通処理材(RC壁)	PS060WL-0131	冷煤配管
冷媒用被覆銅管用区画貫通処理材(中空壁)	PS060WL-0130	冷煤配管
ケーブル・鋼製電線管区画貫通処理材(床)	PS060FL-0290	ケーブル鋼製電線管
ケーブル・電線管区画貫通処理材(RC壁)	PS060WL-0305	ケーブル電線管
ケーブル・電線管区画貫通処理材(中空壁)	PS060WL-0213	ケーブル電線管
	PS060WL-0387	スイッチボックス取付
耐火二層管(床)	PS060FL-0383	排水管・通気管
耐火二層管(壁)	PS060WL-0380	排水管・通気管
耐火二層管(中空壁)	PS060WL-0312	排水管・通気管
硬質塩化ビニル管(壁)	PS060WL-0063	排水管・通気管
硬質塩化ビニル管(中空壁)	PS060WL-0102	排水管・通気管
DVLP防火区画貫通(壁)	PS060WL-9457	排水管
DVLP防火区画貫通(床)	PS060FL-9456	排水管

注記：消火栓箱は消火器併設型とする。